

# 平成 27 年度しらとり支援学校いじめ防止基本方針

富山県立しらとり支援学校

## I いじめに対する基本的な考え

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に危険を生じさせるおそれのあるものである。いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

### 【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法 第2条より

### 【いじめ問題に関する基本的認識】

「いじめは絶対に許されない」  
「いじめは卑怯な行為である」  
「いじめは、どの子供にも、どの学校でも、おこりうる」

いじめ防止のための基本的な方針（平成25年10月11日 文部科学大臣決定）より

## II 本校の現状と課題

### 1 現状

- ・ 障害に起因して友達との関係を築くことが難しかったり、感情のコントロールができずに相手から誤解を受けるような発言や行動をとったりする児童生徒がいる。また、自ら思いを伝えることが難しい児童生徒が多い。
- ・ 在校生が小学部から高等部まで広い年代にまたがると同時に、障害の程度や併せ有する障害が様々で、一律の対応がとりにくい。
- ・ 自力通学生を中心に、中学部、高等部で約20名が携帯電話（スマートフォンを含む）を所持している。限られた相手との通話のみに用いる生徒から、ライン等を使用する生徒まで実態の差が大きい。

### 2 課題

- ・ 教職員による児童生徒の表情や行動についての細やかな観察が重要であり、共通した視点をもつことが必要である。
- ・ 児童生徒の実態が大きく違うため、一斉指導に加え、日常の実際的な場面で個別に、反復的継続的に指導を続けていく必要がある。
- ・ 携帯電話等の使用についてのトラブルは少ないが個々の実態に応じた指導が必要である。
- ・ 特別支援教育が初めての教職員もおり、障害のある児童生徒の人権を尊重した適切な指導や接し方について資質の向上を図っていく必要がある。

このような現状と課題を踏まえつつ、全ての児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの問題に対応するための組織を設置するとともに、いじめの未然防止等のための対策を行う。

### Ⅲ いじめへの対応

#### 1 いじめの問題に取り組むための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うために「いじめ等対策委員会」を設置する。

##### ○ 構成員

- ・ 校長、教頭、担当教務主任、生徒指導主事、保健主事、各学部主任、寄宿舎主任、他委嘱委員

※ 必要に応じて、PTA、心理の専門家（スクールカウンセラー等）や外部人材を追加

##### ○ 役割

- ・ 本校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認、検証
- ・ 教職員の共通理解と意識啓発（校内研修等）
- ・ 児童生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・ 発見されたいじめの事案（重大な事案を含む）への対応
- ・ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の通報先・相談窓口
- ・ 本校いじめ防止基本方針の見直し

※ 重大な事案については、教育委員会に報告し、連携して対応

◇いじめ等対策委員会では、いじめの問題のほか、安全・安心な教育活動推進に関する事項の審議を行う。

#### 2 未然防止

いじめはどの児童生徒にも起こりうるという事実を踏まえて、いじめの未然防止に取り組む。

##### ○ 具体的な対応策

- ① 分かる授業、生徒指導の機能を生かした授業（自己決定の場を与える、自己存在感を与える、共感的な人間関係を育てる、自他の違いや良さに気付かせる）に努める。
- ② 規範意識を高め、温かい人間関係づくりに努める。
- ③ 自己有用感を高め、学級での居場所づくりに努める。
- ④ いじめ防止の啓発に向け、標語やポスター掲示等、児童生徒が主体的に取り組む活動の推進に努める。
- ⑤ 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないように、細心の注意を払う。
- ⑥ ネットいじめ防止のため、ソーシャルネットワークワーキングサービスの適切な利用方法を含む情報モラル教育をあらゆる教育活動を通じて行うとともに、専門家による講習会も計画的に取り入れる。

#### 3 早期発見

些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持ち、いじめを見逃したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

##### ○ 具体的な対応策

- ① 登校時や朝の会だけでなく、日常的に児童生徒の様子や行動に留意し、気になれば声かけや見守りを続ける。
- ② 連絡帳、児童生徒との雑談や普段の授業等から情報を収集し、教職員間でその共有に努める。また、迅速な報告・連絡・相談に努める。
- ③ 必要に応じてアンケート調査等を行い、早期発見に努めるとともに、速やかな対応を図る。

#### 4 早期対応

いじめを認知した場合には、迅速にいじめを受けた児童生徒の安全確保を行う。さらに関係児童生徒に対する事情確認並びに適切な指導等、家庭や教育委員会、関係機関とも連携した組織的な対応で早期解消に取り組む。

##### ○ 具体的な対応策

- ① 被害児童生徒に対しては、本人の痛み寄り添い、心のケアに努め、いじめから守る。加害児童生徒に対しては、毅然とした対応を行う。
- ② 聞き取り調査による詳細な事実確認と正確な状況把握（正確かつ迅速に）を行い、いじめの原因や背景を把握する。
- ③ 指導方針の明確化を図り、教職員の緊密な情報交換や共通理解及びチームによる対応を行う。（指導経過を時系列でまとめて記録）
- ④ 教育委員会へ連絡する。（必要に応じ児童相談所、警察署等にも連絡する）
- ⑤ 被害児童生徒、加害児童生徒の保護者へ学校が把握した事実及び対応策等を知らせる。（全容把握に時間がかかる場合は、途中経過について適時報告）
- ⑥ ネットいじめについては、書き込んだ児童生徒に削除させることや、サイト管理者への削除要請を行うことでいじめの書き込み等の削除に努める。児童生徒の生命、身体等に重大な被害が生じる恐れがあるときは、警察と連携して対応する。

#### 5 再発防止

同じ児童生徒を対象としたいじめの再発や類似のいじめの発生を防止する。なお、いじめの加害者と被害者が入れ替わる、いじめの対象が変わるなどしていじめが継続することがあることに注意する。

##### ○ 具体的な対応策

- ① 校長をはじめ全ての教職員がそれぞれの教育活動において、いじめの問題に関する積極的な指導を行う。
- ② お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切に作る児童生徒を育成する指導等の充実に努める。
- ③ 折りに触れていじめに関わる問題等を取り上げ、指導を行う。
- ④ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ、必要な指導を行う。
- ⑤ 児童生徒の変化を定期的に確認・検証する。必要に応じて支援策を修正し、支援を継続して行う。

#### 6 地域や家庭との連携

児童生徒の健やかな成長を促すため、PTAや地域と共に、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、地域、家庭と連携した取組を推進する。

##### ○ 具体的な対応策

- ① 本校のいじめ防止基本方針を公表し、保護者や地域の理解と協力を得ることができるよう努める。
- ② 日々の連絡帳、家庭訪問や学年だより等を通じて、家庭との緊密な連携・協力を図る。
- ③ いじめが起きた場合には、家庭との連携を密にし、協力してその解消に当たる。
- ④ PTAや学校評議員会等、関係団体とともに、安全・安心な学校づくりについて協議する機会を設ける。
- ⑤ スマートフォンをはじめ、ネット接続可能な携帯型ゲーム機等を使ったネットいじめや悪質サイト等の事例を紹介するなど、ネットの危険性について理解を深め、情報機器の使用やネットの利用におけるマナーやルール作りについての啓発活動を行う。

#### IV 年間計画

##### ○いじめ防止に向けた取組

月	定例実施	随時実施
4月	教職員への基本方針の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常的な観察、見守り</li> <li>・情報収集および教職員間での共通理解</li> <li>・必要に応じた面談</li> <li>・日常的な機会をとらえた友達との関係づくりの指導</li> <li>・アンケート調査</li> <li>・分かる授業、一人一人を生かす教育活動</li> <li>・緊急時の対策委員会</li> </ul>
5月	対策委員会	
6月	研修会（いじめ、体罰等防止）	
7月		
8月		
9月	対策委員会	
10月		
11月		
12月		
1月	対策委員会	
2月		
3月		

## V いじめが起こったときの組織的な対応

